

第百九十七回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第百九十七回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数

処理案決定件数

第百九十七回国会

二件

二件

所管省庁別目次

(第百九十七回国会請願)

一、外務省	ページ
一、厚生労働省	一
	三

<p>件名</p>	<p>北方領土返還促進に関する請願 (第三四四号)</p>
<p>所主管省</p>	<p>外務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>北方領土問題については、これまで戦後七十年以上にわたり議論されてきたが、いまだにこの問題が解決されていないことは誠に遺憾である。</p> <p>政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシア連邦政府との間で精力的に交渉を行ってきたところである。</p> <p>首脳間を含め緊密に対話を重ねる中で、北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や、航空機を利用した墓参をはじめとする元島民の方々のための人道的措置等、平成二十八年十二月のプーチン大統領訪日の際の首脳間の合意が着実に進展している。平成三十年十一月のシンガポールでの日露首脳会談では、こうした協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、安倍総理はプーチン大統領との間で、「一九五六</p>

件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p>年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことと合意した。さらに同年十二月のG20ブエノスアイレスサミットの際の日露首脳会談では、「河野外務大臣及びラヴロフ外務大臣を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とする」こととで一致した。その後も、平成三十一年一月の首脳会談及び外相会談をはじめとして、率直かつ真剣な議論が行われている。</p> <p>政府としては、今後とも政治対話を重ねつつ、幅広い分野で日露関係を国益に資するような形で進めていく。その中で、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、引き続き、粘り強く取り組んでいく考えである。</p>

<p>件名</p>	<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第五三〇号)</p>
<p>主管省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 難病の原因の究明、治療法の早期開発及び診断基準の確立などの難病の研究等の推進については、令和元年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難治性疾患政策研究事業及び難治性疾患実用化研究事業に取り組んでいる。引き続き、これらの研究を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、新たな難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和元年度予算において、約六億円を計上しており、引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)第五条に基づく指定難病の対象とな</p>

	件名
	所主管省な
<p>二 医療費等の経済的負担の軽減については、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、高額療養費制度により、経済的負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の症状に応じた助言ができる難病患者就職サポーターを配置</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

し、個々の症状の特性を踏まえた職業相談等を行っている。

障害福祉サービスについても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正により、障害者の地域での一人暮らしを支援する「自立生活援助」等の新サービスが創設され、平成三十年四月一日から施行されているところである。

三 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、平成二十七年一月から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。

また、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の規定に基づき、平成二十七年十月に、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に

	件名
	所主管省な
<p>請願に対する処理要領</p> <p>係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費について、令和元年度予算において、約三千万円を計上しており、今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>難病及び慢性疾患等の障害のある幼児、児童及び生徒に対しては、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた</p>	

教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めており、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対しては、教育機会を確保することを目的とした事業を実施している。また、医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助するとともに、酸素吸入や人工呼吸器の管理など、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。

四 難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）を踏まえ、平成二十八年十月に、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において「難病の医療提供体制の在り方について（報告書）」を取りまとめ、平成二十九年四月に「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築につい

件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p>て〔平成二十九年四月十四日健難発〇四一四第三号厚生労働省健康局難病対策課長通知〕を發出し、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、現在、都道府県において、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院等の整備を進めているところである。引き続き、難病の医療提供体制の構築に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学定員を臨時的に増員してきており、令和元年度は九千四百二十名としているほか、医師が不足している地域の病院に対する支援等を行っているところである。</p> <p>看護師等の確保については、これまでも、</p>

離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。

また、医師需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」を開催し、同分科会での議論等を踏まえ、医師偏在対策等と内容とする「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」を第百九十六回通常国会に提出し、同国会において成立、平成三十年七月二十五日に公布されたところである。引き続き地域医療の格差の解消に取り組んでまいりたい。

また、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金(医療分)については、令和元年度予算において、公費約千三十四億円を計上している。各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情

件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p>にに応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和元年度予算において、約千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成などの取組により、在宅</p>

い。医療の提供体制の充実に取り組んでまいりた